

## 議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

人材育成課 人事給与担当

### 議案名

議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例及び桐生市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案

### 趣旨・目的

国及び群馬県に準じて、給与改定を行うため、所要の改正を行おうとするものです。

### 概要

- 給料表の給料月額を平均1.1%引き上げます。  
[令和5年4月1日から適用]
- 期末手当を0.05月、勤勉手当を0.05月、合わせて0.1月引き上げます。  
(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数4.4月⇒4.5月)  
なお、再任用職員については、期末手当を0.025月、勤勉手当を0.025月、合わせて0.05月引き上げます。(期末手当及び勤勉手当の年間支給月数2.3月⇒2.35月)  
[令和5年12月1日から適用]  
(施行期日：公布の日)

### 背景・経過

国においては、令和5年8月7日に人事院勧告が行われ、これを実施する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が第212回国会(臨時会)に提出されました。